鶴見
青色申告会

鶴申だより

発行
鶴見青色申告会事務局
〒230-0051
鶴見区鶴見中央4-39-9
TEL 045-521-1145
FAX 045-502-0063
メール aokai230@soleil.ocn.ne.jp

年頭所感

会長
三橋忠司

新年明けましておめでとうございます。

平成二十七年の初春をご家族皆様ご健勝にて、寿がれたことと心よりお慶び申し上げます。

役員・会員の皆様には、日頃より会の運営に絶大なるご理解とご支援、ご協力を賜わり心より御礼申し上げます。

昨年を顧みますと、会の広報・ＰＲ・活動を積極的に行い『つるみ臨海フェスティバル』又『つるみ夢ひろばin總持寺』等のフェスティバルに参加をし、ＹＯＵテレビやタウンニュースなどのマスメディアの有効利用をして、会勢拡大・会員増強に努めてまいりました。

会の事業につきましては、ｅ－Ｔａｘの本人送信、税理士先生による代理送信他、会計ソフト『ブルーリターンA』によるパソコン会計・記帳指導・税務講習会等々、昨年同様に実施してまいります。又、会青年部の関根弁護士による法律無料相談も大変好評を頂いて多くの会員さんにご利用頂いております。

準会員制度も定着し、百名を超えています。会の福祉事業も健康診断・青年部によるボウリング大会、バスによる一泊研修旅行を西伊豆で行いました。

昨年は、ノーベル物理学賞を三人の先生方が受賞し、ＬＥＤの発明・発展に寄与され・スポーツ界では、テニスの錦織圭選手、フィギュアスケートの羽生結弦選手の活躍と明るいニュースが有りましたが、その一方で二月の大雪、秋には大きな二つの台風、御嶽山の噴火、長野県北部地震等の天災に見舞われ、年末の衆議院選挙とアベノミクスの第三の矢といわれる成長戦略の不透明さ等で我々零細企業者には、不景気感が払拭出来ない一年でありました。

今年は、米国経済エコノミストの報道によると徐々ではあるが、日本経済は上向いて来ていると言われているので、期待したいと思います。

本年は、鶴見青色申告会設立六十五周年となりますので、記念事業を行いたいと考えており、皆様のご意見などございましたら、お聞かせください。又、青色申告会々員の悲願であります事業主報酬制度の確立、そして事業承継税制の改正等、様々な問題が山積する中、当会は独自の会運営を行ってまいります。

これから、確定申告の時期となりますが、東京地方税理士会鶴見支部の諸先生方のご指導、ご協力を得まして、役員、職員一同一丸となってこの一大事業を乗り越えてゆこうと考えております。

今年も、「会員のための申告会」へと会員の皆様の要望をよく理解して執行部職員一同頑張ってまいりますので、会活動への倍旧のご協力ご支援を賜わりますようお願い申し上げます。

結びに当たり、会員皆様とご家族のご健康とご事業のご繁栄、ご多幸を心よりご祈念申し上げまして新年のご挨拶といたします。

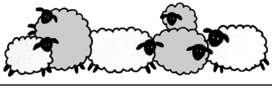

新年のごあいさつ

鶴見税務署長
早坂詔郎

新年あけましておめでとうございます。

平成27年の年頭にあたり、鶴見青色申告会の会員の皆様に、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

旧年中は、三橋会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政全般に対し格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

鶴見青色申告会におかれましては、記帳点検事業や各種説明会等を通じて、会員の皆様からの「より質の高い記帳を」という要望にこたえるとともに、「つるみ夢ひろばin總持寺」での「税金クイズ」を通じての税の啓蒙活動並びにe-Taxの利用促進に対する取組など、幅広い活動を積極的に展開されました。

特にe-Taxの利用につきましては、皆様方のご理解ご協力により「税理士による代理送信」を含め従来にも増した著しい成果を挙げられました。

皆様のこのような活動に対しまして、心より敬意を表しますとともに、今後も会員相互の信頼を深められ、引き続き地域社会に根差した魅力ある会となられますよう御期待申し上げます。

さて、我が国の経済におきましては、ようやく経済の好循環が動き始めておりますが、まだまだ個人消費にまで反映されていないことから、引き続き経済再生と財政再建が議論されることになりました。また、税制改正では、遺産に係る基礎控除額の引き下げ及び税率構造の見直しがされた改正相続法が本年から施行されます。

このように税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、私どもといたしましては、新たな制度改正に的確に対応していくとともに、申告納税制度の基本を支える「適正かつ公平な税務行政の推進」並びに「納税環境の整備」という私どもに与えられた使命を着実に果たすために、e−Taxなどの納税者サービスの充実に努め、また、あらゆる事務を見直し、積極的に効率化を推進するなどして「国民の信頼に応える税務行政」を目指し、引き続き努力を重ねて参る所存でございます。

まもなく平成26年分の所得税・消費税の確定申告の時期を迎えますが、会員の皆様におかれましては、e−Taxの利用促進並びに青色コーナーの運営等に対しまして、より一層のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、鶴見青色申告会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を心より祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

ネットなら便利！24時間

確定申告

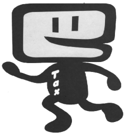

●確定申告書等作成コーナーは
24時間申告書の作成が可能です
※作成した申告書は印刷して郵送等でも提出できます

www.nta.go.jp　確定申告　検索

事務局からのお知らせとお願い

決算・申告期の予約相談について

予約相談の受付は

平成26年12月26日（金）で締め切りました。

予約相談期間：　平成27年1月22日（木）～2月28日（土）まで実施

※　順番制のご相談も例年通り行います。
　　予約をしないと相談が受けられないと云う訳ではありません。

※　電子申告をされた方には、税務署からの決算・申告書の送付がありませんのでご注意下さい。

★下書き用「確定申告書Ｂ」配布のお知らせ

毎年、この時期に税務署より送付されておりました決算書・確定申告書が、平成21年度よりe-Taxをご利用された方は、送付されません。

当会ではかかる事態に対処すべく1月中に会報物と共に「確定申告書Ｂ」の下書き用書類をe-Taxを利用している、していないにかかわらず全会員に配布致します。

尚、平成26年分以降用の各種申告書は1月下旬頃までには、青色事務局に取揃える予定でございますので、来会頂ければお渡し申し上げます。

★住所変更の届け出のお願い

住所変更を行った時には、事務局へご連絡下さいますようお願い致します。データベースの更新を行っています。

★電話応対に関してのお知らせ

電話応対は業務時間内とさせていただきます。

通常業務時間

月曜日～金曜日（年末年始及び祝日は除く）午前９時から午後５時までです。
（正午～午後１時迄電話受付はお休みしています。）

但し、確定申告期の平成２７年２月７日・14日・21日・28日
３月７日・14日の土曜日は午前中業務を行います。

誠に申し訳ありませんが、お問い合わせや予約などのお電話は業務時間内にお掛けくださいますようご協力をお願いいたします。

確定申告期の受付要領

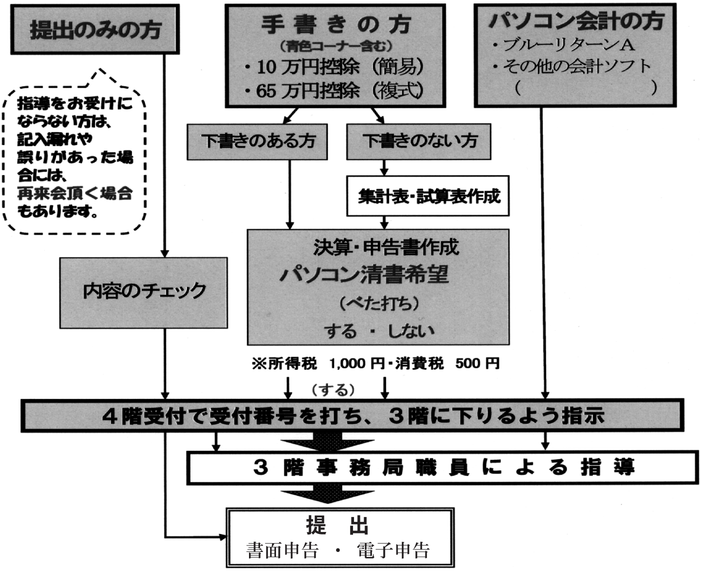

準会員の会費

★準会員Ａ	小規模な不動産所得の決算申告相談	１２，０００円
★準会員Ｂ	共有不動産所得の決算申告相談	８，０００円
★準会員Ｃ	確定申告相談（事業・不動産以外）	３，０００円

（注）準会員Ａ：Ｂは正会員の親族の方

特別会費

★正会員の親族で事業・不動産以外の確定申告相談	２，０００円

パソコンによる決算、申告書作成

	サポート代（含印刷）
★決算書・確定申告書作成サポート	１，０００円
★消費税申告書作成サポート	５００円

★ブルーリターンAご購入の方も含む

その他

★夜間相談	午後５時～午後７時（月・金）	１時間	３，０００円
	午後５時～午後６時（水）	１時間	３，０００円

決算・確定申告相談を受ける際に持ってきていただくもの

（必ずしもすべてのものが必要とは限りません）

必要書類をチェックしてからご来会下さい

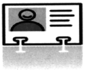

- 印章
- 電子証明書付住民基本台帳カード（パスワード等の確認 ・・・ 会員証をお持ち下さい）
- 平成24・25年分 決算書・確定申告書の控え
- 平成26年分 決算書・確定申告書

決算書(一般用)は12月に配布しました

★ e－Taxをされている方は税務署より書類が送付されませんので事務局まで取りにおいで下さい。
なお、確定申告書控えは1月に配布いたします。

- 平成26年分月別集計表（年間の合計をしておいて下さい）
- 平成26年分合計残高試算表（1月～12月分） ・・・・・ 貸借合計額の一致が大前提です
- 平成26年分給与所得の源泉徴収簿（受給者全員分）
- 平成26年中に新たに取得した減価償却資産（10万円以上のもの）明細書
  ⇒車両の場合は契約書、売却・下取りした場合はその明細書
- **平成26年中に支払った医療費の領収書**
  ⇒受診者ごと、医療機関ごとに合計金額を算出しておいて下さい。
- 平成26年中に支払った国民健康保険料（介護保険料含）の領収書又は、
  「国民健康保険料（介護保険料）年間納付額のお知らせ」
- 平成26年中に支払った国民年金の証明書並びに国民年金基金の証明書
- 平成26年分小規模企業共済掛金の証明書
- 平成26年分生命保険の証明書（一般用・個人年金用・介護医療保険用）
- 平成26年分地震保険料並びに旧長期損害保険料の証明書
- 平成26年分給与所得の源泉徴収票
- 平成26年分公的年金等の源泉徴収票
- 住宅取得特別控除を受けられる方は住民票・売買契約書・登記事項証明書・
  借入金残高証明書など一定の書類が必要です（初年度のみ）

2年目以降の方は、借入金残高証明書

「給与」と「外注費」の違いについて

給与と外注費の税務上の違いについて

会社が支払った経費が「給与」になるのか「外注費」になるのか、これは税務調査などでもよく問題となる点です。まずは両者において税務上どのような違いがあるのかを簡単にご説明します。

税務上では、給与と外注でなにが違うのでしょうか？

給与と外注費で税務上は、「源泉所得税」と「消費税」の取り扱いが全く違ってきます。

	給与	外注費
源泉所得税	源泉所得税の天引き必要 会社が年末調整する	源泉所得税の天引き不要 外注者が自ら確定申告する
消費税（注）	消費税の計算の際、 消費税を控除できない	消費税の計算の際、 外注費に係る消費税を控除できる

（注）原則課税の場合には、外注費扱いで税金を控除できる

給与と外注費の区分は、どのように判断するのでしょうか？

☆「給与」　…雇用契約もしくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価
☆「外注費」…請負契約もしくはこれに準ずる契約に基づいて受ける役務の提供の対価

ただし、実態として形式的に契約書があれば外注費になるというようなものではなく、その区分が明らかでないケースも多く、その場合は「業務の実態」に応じて判断を行うことになります。

税務上は、「形式上」プラス「下記の事項」を総合的に勘案して判断することになります。

	判定項目の一例		給与	外注
1	外注先の企業が自ら請負金額を計算し、請求書を発行しているか	いる		●
		いない	●	
2	作業道具を与えているか？	いる	●	
		いない		●
3	代替して業務を行っているか	いる		●
		いない	●	
4	労働の対価の支払いが日給計算（時間計算）である	はい	●	
		いいえ		●
5	個別の作業に対し、指揮監督命令を受けるか？	受ける	●	
		受けない		●

ポイント

会社にとっては「外注扱い」にした方が、源泉所得税や消費税において、かなりのメリットになりますが、実態が伴っていなければいけません。税務調査の際は、必ず見られます。

安易に外注扱いにするケースが多いように思われます。もし給与認定されると、源泉税、消費税が追徴されますので、要注意です。何年か遡って追徴されるので、最悪、経営危機に陥る場合もあります。

鶴見青色申告会へ新会員をご紹介ください！

鶴見青色申告会は、現在、2,550名の会員が入会されています。

会員は様々の業種の方に幅広く入会頂いており、「地域に根差した申告会」、「正しい記帳と節税の仕方を的確にアドバイスをする申告会」として、会員の信頼を頂いております。

青色申告会の認知度が低い為、申告納税者が増加している割には、廃業等で会員数が減少しているのが現状です。会員皆様のご支援とご協力に支えられ、事業展開している当会では、更なる会員数の増加による組織力強化が必要です。

地域経済活力あふれる鶴見区の発展のためにも、まだ入会いただいていない申告納税者を是非ともご紹介いただきますようお願い申し上げます。

入会者サービス一覧

●記帳相談（簡易簿記・複式簿記）●パソコン会計　●決算・確定申告相談　●源泉指導
●税理士による税務相談(贈与・相続・譲渡等)　●弁護士による法律相談(民事・刑事・その他)
●研修会・説明会　●福利厚生事業(労働保険・一人親方・研修旅行・小規模共済・県民共済・火災共済・青色共済・葬祭斡旋・その他)
●融資斡旋・会員間相互サービス斡旋

※ 紹介による入会者は、入会金3,000円を免除。　【年会費】24,000円

ご紹介者特典

ご紹介頂ける方は、下記の紹介状をFAXか紹介者が入会者と一緒に当会まで同行して下さい。入会されますと、紹介者に2,000円のクオカードを差し上げます。

このまま切り取らずにＦＡＸしてください

鶴見青色申告会　新会員紹介状（FAX：045-502-0063）

平成　　年　　月　　日

ご紹介者

会員名	
ご住所	
事業所	
TEL	
FAX	

ご紹介いただける方

ご氏名	
ご住所	
事業所	
TEL	
FAX	
業　種	

株主募集のご案内

株式会社　鶴見青色申告会館の株主募集をしています。
応募の申し込みは、下記の要領で行います。

申込資格者	原則　鶴見青色申告会会員
受付の場所	横浜市鶴見区鶴見中央 4-39-9 鶴見青色会館３階　鶴見青色申告会事務局
受付日時	土日祝日及び鶴見青色申告会休業日を除く。 午前９時～正午迄　（正午～午後１時迄は受付不可） 午後１時～午後４時迄
募集単位	１０株単位
募集価格	１株　1,000 円　　最低購入価格　10,000 円
申込に必要なもの	印鑑（シャチハタ等不可）　現金 身分証明になるもの （運転免許証・住基カード・健康保険証・パスポートなど）

無料法律相談開催！

第二東京弁護士会所属　会員弁護士全面協力による　法律相談

法律問題でお悩みの方、お一人で迷わず弁護士による相談を考えてみてはいかがですか。

弁護士先生が会員のために親身にアドバイスをしてくれます。毎回、相談会では的確なアドバイスをして頂き、相談者が大変喜んでくれています。

【ご利用方法】

日　時　平成27年3月24日（火）午前９時～正午　１人１時間以内
場　所　鶴見青色会館３階会議室
予　約　鶴見青色申告会まで電話で予約をしてください。 ☎ 521-1145
弁護士　関根健児　先生

『中村美津子コンサートと甲斐の名湯・信州の名湯一泊二日の旅』

旅行日程　平成27年3月9日（月）～10日（火）

コンサート開催日　3月 10 日　①11:00～　②15:00～　（2回公演）

宿泊地 甲州　下部温泉 ／ 甲州　石和温泉 ／ 信州　蓼科温泉

旅行代金　お一人様　26,500 円　（こども 24,000 円）　税込

出演者　**中村美津子**　／魅惑の新人　三山ひろし

ツアーご参加の皆様にもれなく7大プレゼント

※ 申込み詳細につきましては、㈱ジャパンスタートラベル　まで

☎　03－5907－7611(代)　担当　佐川恭平

小規模企業共済『掛金払込証明書』のイメージ

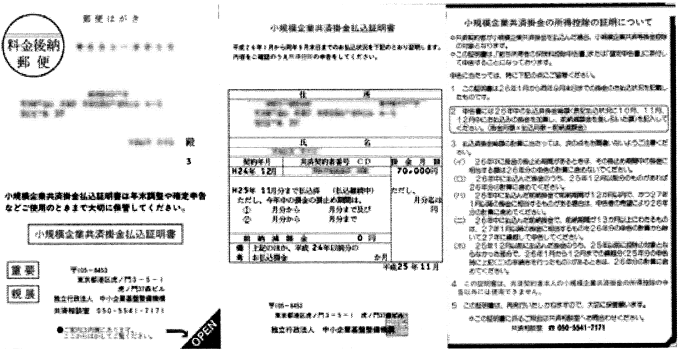

郵便はがき

料金後納郵便

小規模企業共済掛金払込証明書は年末調整や確定申告などご使用のときまで大切に保管してください。

小規模企業共済掛金払込証明書

重要

親展

OPEN

小規模企業共済掛金払込証明書

H24年 12月

70,000円

平成25年11月

小規模企業共済掛金の所得控除の証明について

平成26年11月にお送りしました『掛金払込証明書』のイメージです。

なお、平成27年2月にお送りする『掛金払込証明書』は、レイアウトが若干異なります。

11月発送　平成26年社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

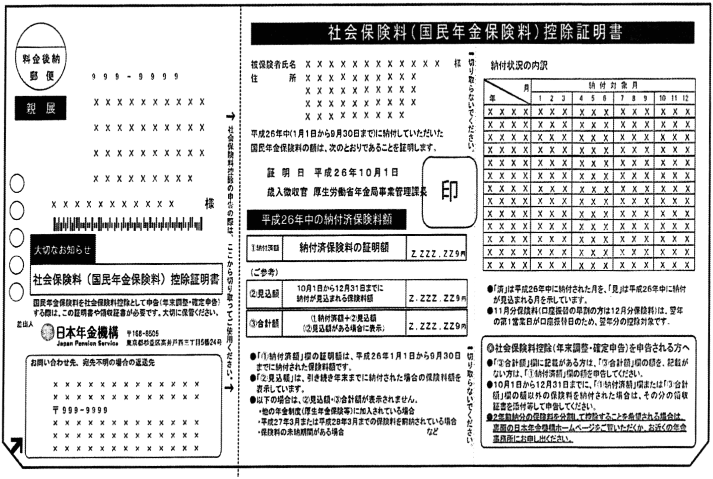

料金後納
郵便

999－9999

X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X

X X X X X X X X X X X　様

親展

大切なお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

国民年金保険料を社会保険料控除として申告（年末調整・確定申告）する際は、この証明書や領収証書が必要です。大切に保管ください。

差出人
日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
〒999-9999
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X X X X

→社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。→

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名　X X X X X X X X X X X X　様
住　　　所　X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X X
X X X X X X X X X

平成26年中（1月1日から9月30日まで）に納付していただいた国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

証　明　日　平成26年10月1日

歳入徴収官　厚生労働省年金局事業管理課長　印

平成26年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	Z,ZZZ,ZZ9円

（ご参考）

②見込額	10月1日から12月31日までに 納付が見込まれる保険料額	Z,ZZZ,ZZ9円
③合計額	①納付済額＋②見込額 （②見込額がある場合に表示）	Z,ZZZ,ZZ9円

●「①納付済額」欄の証明額は、平成26年1月1日から9月30日までに納付された保険料額です。

●「②見込額」は、引き続き年末までに納付された場合の保険料額を表示しています。

●以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
・他の年金制度（厚生年金保険等）に加入されている場合
・平成27年3月または平成28年3月までの保険料を前納されている場合
・保険料の未納期間がある場合　など

━切り取らないでください。

納付状況の内訳

年＼月	納付対象月			
	1 2 3	4 5 6	7 8 9	10 11 12
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X
X X X X	X X X	X X X	X X X	X X X

●「済」は平成26年中に納付された月を、「見」は平成26年中に納付が見込まれる月を示しています。

●11月分保険料（口座振替の早割の方は12月分保険料）は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除（年末調整・確定申告）を申告される方へ

●「③合計額」欄に記載がある方は、「③合計額」欄の額を、記載がない方は、「①納付済額」欄の額を申告してください。

●10月1日から12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

●2年前納分の保険料を分割して控除することを希望される場合は、裏面の日本年金機構ホームページをご覧いただくか、お近くの年金事務所にお申し出ください。

━切り取らないでください。

もう加入されましたか？

↓

小規模企業共済制度に、、、

＊この制度に入るとこんなにお・ト・ク＊

課税される所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)			加入後の節税額(＝a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	**20,700円**	**56,900円**	**129,400円**
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	**36,500円**	**109,500円**	**241,300円**
600万円	1,393,700円	1,357,200円	1,284,200円	1,138,100円	**36,500円**	**109,500円**	**255,600円**
800万円	2,034,200円	1,994,100円	1,913,700円	1,753,000円	**40,100円**	**120,500円**	**281,200円**
1,000万円	2,806,000円	2,753,600円	2,648,700円	2,439,000円	**52,400円**	**157,300円**	**367,000円**

所得税の確定申告書（B様式の例）

所得から差し引かれる金額	医療費控除	⑪						
	社会保険料控除	⑫						
	小規模共済等掛金控除	⑬	3	6	0	0	0	0
	生命保険料控除	⑭						
	地震保険料控除	⑮						

掛金金額36万円

（3万円×12カ月）

課税所得金額

400万円であれば

109,500円の節税！！

※コツコツ将来の生活資金を確保しながら、

安心して事業活動に専念できる制度にぜひご加入を！！

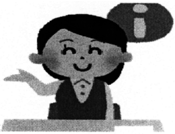

運営は独立行政法人　中小企業基盤整備機構

お問い合わせ・お申込みは鶴見青色申告会

共済係　　菅原迄

電話番号：045-521-1145

●行事予定●

御用始め	1月 5日(月)	
常任理事会	1月 7日(水)	午後1時30分より
女性部例会	1月 9日(金)	午後2時より
新年賀詞交歓会	1月16日(金)	午後6時より ※JR新横浜駅前「新横浜グレイスホテル」
下半期源泉税支払期限	1月20日(火)	
無料法律相談会	1月21日(水)	午前9時～正午
青年部新年会	1月21日(水)	午後6時より

広告募集

鶴申だ

掲載1回の料金

全面1ページ
1万円

2分の1ページ
5千円

予約申告相談開始	1月22日(木) ～2月28日（土）まで
第3期労働保険口座振替日	1月31日(金)
常任理事会	2月 4日(水) 午後1時30分より
鶴見東部会役員会	2月 5日(木) 午後6時30分より
女性部例会	2月13日(金) 午後2時より
無料法律相談会	3月24日(火) 午前9時～正午

★ 当会へ来会されるすべての方へ

当会周辺は路上駐車禁止地区となっております。鶴見青色会館周辺は、自動車・オートバイ等、路上での取り締まりの対象となりますのでご注意ください。また、来会時には、公共の交通機関の利用や周辺の有料駐車場・駐輪場などをご利用ください。

よりへ広告掲載の募集

鶴申だよりへお店の広告を掲載しませんか？

4分の1ページ	2千5百円
5分の1ページ	2千円

詳しくは、
鶴見青色申告会までご連絡下さい。
☎ 045（521）1145
FAX 045（502）0063

青色申告会の会計ソフト

BLUE RETURN A 2014

ホームページで無料体験版や操作等の解説VTRを公開しています。
ブルーリターンA 検索
http://www.bluereturna.jp

初めての方でも安心、やさしい！
始めるならブルーリターンA！

Point 消費税確定申告書対応

Point 青色申告特別控除65万円適用

価格 **27,000円**（税別）
（保守料3年分を含む）

保守料は毎年の税制改正等に対応したソフトをお届けするためのものです。
保守料は3年分の一括前払いとなります。

■動作保証環境

基本ソフト（OS）	サービスパック	64/32bit	メモリ
Windows 8 / 8.1 (Windows RTを除く)	－	64/32bit	64bit：2GB以上 32bit：1GB以上
Windows 7			
Windows Vista	SP2		1GB以上

※Windows 8 / 8.1 のタッチパネル機能および Windows RT は動作保証の対象外です。

詳しい内容・お申込みはご所属の青色申告会へ

Windowsは米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。

青色俳句会

順不同

お年玉貰い孫たち福笑い　三橋味童

歳老いて孫に貰いしお年玉　海夢明

正座してほほえむ顔にお年玉　野村夏美

お年玉嬉しさいっぱいほころぶ顔　廣川久子

お年玉あげる人よりもらう人　時田幸吉

お年玉今も昔も童（こ）の笑顔　川名富美子

どの子にも中味ふやせしお年玉　窪井進

『鶴申だより』
二月号の兼題「早春」
締切りは一月十三日まで

青色俳句会
次回開催は、五月号です。

※兼題以外での投句も掲載致します。
締切日は毎月十日まで（土日祝日の場合は翌日まで）

俳句に関してご意見ご要望がございましたら事務局までお知らせ下さい。

統括者　時田　幸吉

ただ今　お申込み受付中

建設の事業　労災保険

一人親方

手数料・年額1万円

平成27年4月1日より　鶴見青色申告会労働保険事務組合にて取扱開始予定

～こんな悩み、ありませんか？～

◆「元請から一人親方に入るよう言われているが、どう手続していいのかわからない…」
◆「記帳・申告は青色申告会、労災手続はまた別…。面倒くさい！」
◆「労災保険の事務手数料が高いなぁ…」

お申込み・お問い合わせは下記担当者までご連絡ください。個別相談も承ります。

※労災保険とは、業務または通勤による災害に対して保険給付を行う国の制度です。

※一人親方労災保険制度に加入できるのは、法定により「建設の事業」のみとなっております。

※建設の事業には、「土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人等）」が該当します。詳しくはお問い合わせください。

鶴見
青色申告会

鶴見青色申告会労働保険事務組合　担当：木皿（キサラ）
〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央４－39－９
TEL：045－521-1145　FAX：045－502-0063　Eﾒｰﾙ：aokai230@soleil.ocn.ne.jp